

「平成 27 年申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分」、「平成 27 年消費税及び地方消費税の確定申告分」の振替納税をご利用の皆様へ

このたびの熊本地方を震源とする大地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

標記の振替納税については、以下のとおり取り扱うことと致します。

1 平成 27 年申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税

平成 28 年 4 月 20 日に振替をさせていただいておりますが、諸事情によって、事前に所轄税務署又は金融機関へ振替の中止を連絡ができなかった方については、納税額の振替が行われた後であっても、末尾記載の要件を満たす場合には、納税の猶予として、一旦その納税額を還付できる場合がありますので、税務署へご相談いただきますようお願い致します。

2 平成 27 年消費税及び地方消費税の確定申告分の振替納税

(1) 熊本県内に納税地を有する方

今般、熊本県全域を対象として国税に関する申告・納付等の期限の延長措置が行われたことを踏まえ、熊本県内に納税地を有する方については、平成 28 年 4 月 25 日の振替を一旦中止致しました。

新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

(注 1) 指定口座を確認していただき、振替が行われていた場合には、所轄税務署へご相談いただきますようお願い致します。

(注 2) 平成 28 年 4 月 18 日付で、熊本国税局より、平成 27 年消費税及び地方消費税の確定申告分の振替納税については、平成 28 年 4 月 25 日に一旦振替を行う旨広報致しましたが、今般の期限延長措置を踏まえ、その取扱いを変更することとしましたので、ご理解いただきますようお願い致します。

(2) 熊本県以外の地域に納税地を有する方

平成 28 年 4 月 25 日に振替をさせていただいておりますが、諸事情によって、事前に所轄税務署又は金融機関へ振替の中止を連絡ができなかった方については、納税額の振替が行われた後であっても、末尾記載の要件を満たす場合には、納税の猶予として、一旦その納税額を還付できる場合がありますので、税務署へご相談いただきますようお願い致します。

【納税の猶予の要件】

災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することが困難なこと

◆◆ 問合せ先 ◆◆

振替納税について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。